

『事例3』

類型：下位概念化

審判番号：平成11年審判第39054号

特許番号：特許第2004135号（特願昭60-269206号、特開昭61-155333号）

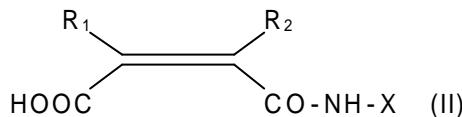
訂正前の明細書

（発明の名称）

新規化合物、その製法及びそれを含む医薬組成物

（特許請求の範囲）

【請求項1】可逆性基により少なくとも1種の水溶性重合体に結合した製薬上有用な蛋白質よりなる式（II）：



[式中Xは製薬上有用な蛋白質でありNH部分はXの蛋白質アミノ基から誘導され；そして(i)R₁及びR₂はそれぞれ非重合性有機基又は式-R₃-P（式中Pは水溶性重合体でありR₃は橋かけ基である）の基であるか；又は

(ii)···]で表される蛋白質-水溶性重合体結合物。

【請求項3】R₁およびR₂の1個が基P-CH₂-であって他がメチルである特許請求の範囲第（1）又は（2）項記載の結合物。

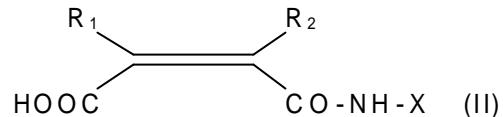
訂正明細書

（発明の名称）

.....

（特許請求の範囲）

【請求項1】可逆性基により少なくとも1種の水溶性重合体に結合した製薬上有用な蛋白質よりなる式（II）：



[式中Xは製薬上有用な蛋白質でありNH部分はXの蛋白質アミノ基から誘導され；R₁及びR₂はP-CH₂-であって他はメチルであり、ここでP水溶性重合体である]

で表される蛋白質-水溶性重合体結合物。

【請求項3】削除

【結論】

特許請求の範囲の減縮となる。

【説明】

訂正是請求項1の訂正は、式（II）の置換基R₁およびR₂についての定義をさらに限定するものであって、これにより請求項1の物質自体を減縮するものであるから、この訂正是特許請求の範囲の減縮を目的とするものである。

また、訂正後の式(II)の置換基 R_1 および R_2 についての定義は、特許明細書の削除された請求項 3 に記載されたものであるから、この訂正は願書に添付された明細書に記載した事項の範囲内の訂正である。